

金沢市興行場法施行条例施行規則の一部改正（案）の概要について

1 目的

金沢市興行場法施行条例（以下「本市条例」といいます。）の一部改正（平成 24 年 12 月 17 日公布、平成 25 年 4 月 1 日施行）に伴い、条例の施行に関し必要な事項を本市の規則で定める必要があるため、金沢市興行場法施行条例施行規則（以下「本市規則」といいます。）の一部改正を行うものです。

2 本市の考え方

現在、石川県興行場法施行条例施行規則（以下「県規則」といいます。）により便所及び喫煙場所、空気環境設備、照度機能、空気環境等の基準が定められているが、これにより興行場における公衆衛生が担保されており、特段の問題も発生していないことから、引き続き県規則と同様の内容を本市規則に規定します。

なお、本市条例において場内での喫煙を禁止する場合には喫煙場所を設けないことができることとしたことにより、喫煙場所を設けない場合の掲示に関する規定を新たに本市規則に規定します。

3 内容

本市条例の規定に基づき、次の表に記載した考え方により本市規則に規定します。

本市規則に規定する基準等	市の考え方と本市規則に規定する主な内容
便所及び喫煙場所の基準 (本市条例第 6 条第 3 号関係)	県規則と同様に規定 【便所の基準】 <ul style="list-style-type: none">・便所の設置場所の基準・便所の設備の基準 【喫煙場所の基準】 <ul style="list-style-type: none">・喫煙場所の設置の基準・喫煙場所の床面積の基準
空気環境設備の基準 (本市条例第 8 条第 2 項第 1 号関係)	県規則と同様に規定 <ul style="list-style-type: none">・空気環境設備の換気能力の基準・外気取入口、吸気口、排気口の設置要件について・観覧室の面積又は位置による空気環境設備の種類について
照度機能の基準 (本市条例第 9 条関係)	県規則と同様に規定 <ul style="list-style-type: none">・場内の照度の基準
空気環境の基準 (本市条例第 12 条第 1 項第 4 号関係)	県規則と同様に規定 <ul style="list-style-type: none">・炭酸ガスの含有率、浮遊粉じんの量、温度、相対湿度及び気流の基準

<p>衛生管理上必要な器具 (本市条例第12条第1項第6号関係)</p>	<p>県規則と同様に規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理上必要なゴミ箱の基準等
<p>場内の表示事項 (本市条例第12条第1項第7号関係)</p>	<p>県規則に規定する場内の表示事項に、場内での喫煙を禁止する場合の表示事項についてを追加して規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所定の場所以外で喫煙の禁止の表示について ・場内での喫煙禁止をする場合にあっては、その旨の表示について ・ごみ等のごみ箱以外の場所への投棄の禁止について

4 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日